

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※ 処理 事項				
---------------	--	--	--	--

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日 紀美野町長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号							
		名称		宛 名 番 号							
		代表者の 職氏名		連絡者の 係及び 氏名並 びにその 電話番号	係 氏名						
		個人番号 又は法人番号		電話	()	-	番				
フリガナ	給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未徴収税額 の 徴 収	退職年の1月から 退職時までの 給与支払額	備 考
氏 名	(旧姓)		円	月分 から	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日
個人番号				月分 まで						円	
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)									円	
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									円	

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	本人の印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、 お願いいたします。
1. 異動が12月31日までで申出があった ため(月 日申出)			支払予定日ご との徴収予定額	
2. 異動が1月1日以後で特別徴収の継 続の希望がないため			合 計 (上記(ウ)と同額)	
一括徴収できない理由			円	
(○を付してください)			円	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がな いため又は未徴収税額より少ないため			円	
2. その他 理由 ()				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規 継 続	
		郵便番号		法 人 番 号		
		フリガナ		連絡者の 係及び 氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
		名 称		電話	()	-
代表者の 職氏名			経 理 責 任 者 氏 名			
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称				

ご注意

3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要
の手續を済ませましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。その場合は、給与所得
者の個人番号欄は空白としてください。
※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。